

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成28年3月1日(火曜日)
午後1時26分～午後3時44分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員
下井克己 委員 岩本明央 委員
俵 薫 委員 坪井康男 委員
秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 秋枝秀稔 委員
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 永富康文 教育長
山田悦子 教育委員会事務局長 末岡竜夫 教育委員会事務局次長
西田良平 建設経済部長 白井栄次 建設経済部次長
奥田源良 総合観光部長 綿谷敦朗 総合観光部次長
古屋敦子 生涯学習スポーツ推進課長 繁田 誠 観光総務課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時26分開会

○委員長（萬代泰生君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案7件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、何か報告等ございましたらお願いします。

○議長（秋山哲朗君） ございません。

○委員長（萬代泰生君） 篠田副市长……。

○副市长（篠田洋司君） ございません。

○委員長（萬代泰生君） それでは、議案第5号平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第5号平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。最初に補正予算書5-1をお開き願います。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ146万8,000円を追加し、7億6,331万9,000円とするものであります。

次に、ページ5-8、5-9をお開きください。最初に歳入でございますが、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金であります。補正額146万8,000円を増額補正するものであります。

このたびの補正につきましては、一般会計補正予算時にも説明をしておりますが、例年どおり、今年度の市役所他課の関連事業に關します観光洞の観覧料減額に伴います収入補填を繰り入れるものでございます。事業の内訳としまして、ふるさと納税者等に進呈しております観覧優待券、世界スカウトジャンボリー入洞者、ジオパーク活動等の入洞者、秋吉台カルストウォーク、美祢秋吉台高原マラソン等によるものでございます。

続きまして、歳出ですが次ページの5-10、5-11をお開きください。1款観光総務費・2款観光振興費に関するものは、いずれも人件費の給料表の改定等に伴うものです。これらの歳出増が合計で63万6,000円となります。

次に、3款予備費・1項予備費・1目予備費ですが、歳入補正額146万8,000円から先ほどの人件費調整額63万6,000円を差し引いた83万2,000

0円を増額補正として計上するものとなります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） 続きまして、議案第31号美祢市地方再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。議案書につきましては31-1ページをお開き願いたいと思います。

本定例会初日に、市長の提案説明におきまして、改正地方再生法の規定に基づく、地方税の軽減について説明をされたところでございますけれども、この軽減措置につきましてさらに詳細に申し上げますと、首都圏等への過度の人口集中を是正する一環として、東京23区等にある本社機能等の地方移転や地方にある本社機能の拡充等を支援するためのもので、このたび、山口県が策定いたしました山口県地域再生計画に従い、特定業務施設——ここでは本社機能を有する施設のことを意味いたしますけれども、これを整備した事業者に対しまして固定資産税について、不均一課税という手段を用いまして、事業者の負担軽減を図るものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げたいと思います。まず、第1条におきましては、趣旨について規定されている。

次に、不均一課税という見出しの第2条では、ここでは、公示日、こちらでは山

山口県地域再生計画が認定をされました平成27年10月2日、これを指しますけれども、この告示日から平成30年3月31日までの間に、本社機能の移転や拡充に係る施設整備計画について、山口県知事から認定を受けた事業者で、その認定をされた日の翌日から2年以内に設備を新設、または増設したものについて、対象となる家屋や構築物等に対して賦課する固定資産税率を3年間に限り軽減する旨が規定されております。

軽減される内容につきましては、次のページをごらん願えたらと思います。上の表でございますけれども、まず(1)の法第17条の2第1項第1号に掲げる事業と申しますのは、移転型事業、すなわち、東京23区から本社機能を本市へ移転した事業者に対して実施される措置でございます。税率は、初年度では100分の0.01、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7でございます。通常の固定資産税の税率は100分の1.4でありますことから、初年度におきましては100分の1、第2年度におきましては4分の1、第3年度におきましては4分の2ということになる。

次に(2)法第17条の2第1項第2号に掲げる事業とございますけれども、この事業とは拡充型事業、すなわち、地方にある本社機能を拡充した事業者に対しまして実施される措置でございます。税率は、初年度が100分の0.01、第2年度では100分の0.46、第3年度では100分の0.93となりまして、通常の税率との比較では、初年度が100分の1、第2年度が3分の1、第3年度が3分の2となります。

次に、第3条では申請に関する事、第4条では委任につきましてそれぞれ規定をされてございます。また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することについて定めてございます。

なお、不均一課税の実施に伴い発生をいたします、本市に係る減収分につきましては、地方交付税により補填措置が講ぜられることが予定されておるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長(萬代泰生君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員(岩本明央君) 大変結構なものだとは思いますが、実際に東京23区に本社

がある会社が、こっちのほうへ本社を移すというようなことは、本当に考えられるんですかね。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） なかなか難しいと思いますけれども、これが果たせるように我々も努力をいたしていくということでございます。数年前に北陸のほうに製造企業が移転をされたということもございます。それに倣いまして、山口県美祢市におきましても、そういった実績が果たせるように努力してまいりたいというふうに思います。なお、この移転型、拡充型、それぞれ山口県全体でそれぞれ各一件ずつ計画期間中には、定めておるところでございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の関連ですけど、全国の市町村が全部こういう条例をつくらねばならんと。こういうことでいいですね。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） この条例につきましては、各市の判断というふうに認識をいたしてございます。ちなみに山口県内で申しますと、県内13市ございましてけれども、この3月に——2月、3月に上程をされます自治体が13市のうち、9つございます。1市につきましては12月議会で上程をされておりますので、残り3つについては今後検討されるということで承っております。

以上でございます。（「町は」と呼ぶ者あり）町のほうは認識いたしてございません。申し訳ございません。

○委員長（萬代泰生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） それでは、議案第33号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書の33-1ページをお開きください。参考資料は42ページからになります。

このたびの改正は、本年4月の秋芳中学校の開校に併せて、現在整備しております美祢市秋芳テニス場及び夜間照明施設の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。美祢市秋芳テニス場につきましては、現在の美祢市秋芳プールの設置場所に整備しており、併せて美祢市秋芳プールを廃止することとしております。

美祢市秋芳テニス場の使用料につきましては、大田テニス場や綾木テニス場と同様に、コート1面1時間につき130円としております。

また、夜間照明施設につきましても、秋芳北部総合運動公園テニスコートと同様に、コート1面1時間につき420円としております。併せて、美東中学校グラウンド及び大田テニス場の夜間照明施設につきましても、市内の類似施設と同額とするための改正を行っております。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第36号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例の廃止について、御説明を申し上げます。議案書につきましては36-1ページでございます。

現在、本市におきましては、市内の中小企業者に対する融資事業は、美祢市小規模企業者融資制度と美祢市中小企業者融資制度、いわゆる「みね発らつあきない応援金融融資制度」この2つの制度を活用して対応しているところでございますけれども、このうち中小企業者融資制度が本年度末をもって失効されますことから、小規模企業者融資制度も含めて融資制度の見直しを改めて行ったところでございます。

その結果、新たな融資制度を創設することとなったことから、今回この美祢市小規模企業者融資制度に関する条例を廃止いたすものがございます。施行日は本年4月1日でございます。この条例の施行の際、現に廃止前の当該条例の規定に基づき、融資のあっせんを受けている者の取扱いについては、なお従前の例による旨、附則に規定をいたしておるところでございます。

なお、新しい制度につきましては、法令改正の際に早急な対応を可能とするため、要綱にて別途定めることといたしてございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第36号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号美祢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第37号美祢市消費生

活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。
議案書につきましては37-1ページでございます。

平成26年6月、地方をはじめとする消費者行政の基盤強化を図る観点から、消費者安全法の一部が改正され、消費生活相談体制の強化、それと消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上等について規定をされたところでございます。その後、平成27年3月24日に閣議決定されました、消費者基本計画を踏まえた地方消費者行政強化作戦が策定をされ都道府県ごとに目標を設定し、その目標を達成するために、地方公共団体が実施する取り組みを支援することとなりました。

山口県におきましては、消費生活相談体制の充実強化を図るため、全ての市に消費生活センターを設置するとともに、センター未設置の長については近隣の市との広域連携を図ることにより、機能強化に努めることとされたところでございます。

美祢市におきましては、現在、センターは設置はいたしておりませんが、設置に係る要件等を満たしているということから、法の規定に基づいて、今回新たに設置しようとするものでございます。

条例の内容について御説明をさせていただきます。なお、この条例整備にあたりましては、消費者安全法施行規則の基準を参酌することとされておりますことから、国の示した参酌基準に従いまして、定めるものでございます。

まず第1条には、趣旨が規定をされてございます。続きまして、第2条におきましては、消費生活センターを設置したときに、遅滞なく公示しなければならない項目が規定をされてございまして、消費生活センターの名称及び住所、それと消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談事務及び苦情の処理のためのあっせん事務を行う日、及び時間が該当いたしております。第3条には職員配置に関すること、第4条には消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理について、また第5条には委任について、それぞれ規定されておるところでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行されることとなっております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案書は38-1、参考資料は46ページをお開きください。議案38号は、美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正についてございます。

このたびの改正は、秋芳洞観覧料のうち、正規料金以外に徴収を定めておりました時間外割増料金、個人においては100円、団体においては50円、及び再入洞時の帰路入洞利用料大人100円、小学生50円を廃止するため、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

市の観光事業につきましては、今年度をもって赤字額全ての解消を終える見込みであり、さらなる観光客へのサービス向上に向け、当面これまでの料金体系の中で、通常の観覧料以外に追加で徴収をしておりました時間外等の料金を廃止し、観光客に分かりやすい料金体系をお示しすることで観光客の利便性を高め、さらなる観光客誘致の促進に努めたいと考えての改正となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） こちらの観覧料の時間外の廃止ということですが、時間外の料金は廃止なんですけど、この時間外のサービス自体はどうされるのでしょうか。そのあたりお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） これまでの条例におきまして、正規の観覧時間としまして8時半から16時30分までとしておりました。時間外割増料金につきまし

での観覧時間につきましては、閑散期を除いて、個人においては5時半までと規定しております。団体におきましては、予約申し込みにおいて規定しております、時間外の観覧時間の中で、これを——入洞を取り扱っておりました。今後も引き続き、これに基づきまして時間を定めていく予定でございます。これまでもゴールデンウィーク、お盆期間等、特別な観覧時間を市長の定めによるところとしまして、定めておりますので、これからも引き続き観光客の利便性が高まる観覧時間を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） それでは、入洞の今までの短縮されるとか、そういうことはなくて、今までどおりであるということと理解していいのかということと、もう一つのこの……もう一回洞内を帰路として使う場合にも従来と同じで、この100円の徴収がなくなるだけで、帰路として使うことも可能であるということの、理解でよろしいでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） 猶野委員の御質問にお答えをいたします。まず最初に帰路につきましては、従来どおり帰路の利用を取り扱いまして、これを無料とするものでございます。観覧時間につきましては、これからは積極的な観光ということで、原則今までどおりですけども、より一層利便性が高まるような検討もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第38号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第13号平成28年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第13号平成28年度美祢市観光事業特別会計予算について御説明をいたします。

まず、歳入のほうから主なものにつきまして、御説明を申し上げます。予算書の394、395ページをお開きください。1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料、5億9,147万円でございます。これは、秋芳洞入洞者数57万人、大正洞1万2,000人、景清洞2万3,000人の入洞客数を見込んだものでございます。

次に、2項養鱒場収入・1目鱒販売収入473万1,000円につきましては、ニジマス4万3,000尾の販売収入を見込んでおります。3目鱒釣収入1,147万5,000円につきましては、2万7,000尾相当の鱒釣収入を見込んでおります。2款使用料及び手数料・1項使用料・1目観光事業使用料、2,192万1,000円、主なものにつきましては、広谷駐車場使用料2,040万円でございます。

続きまして、396、397ページをお開きください。1目手数料47万6,000円で、乗車券販売手数料となります。3款県支出金・2項委託金・1目観光総務費委託金113万4,000円です。内訳は、主に国定公園秋吉台に關します県からの維持管理業務委託金でございませう。

続きまして、398、399ページをお開きください。5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金7,311万2,000円です。これは、毎年度予算計上しておりますトロン温泉の市民福祉部分に係る一般会計からの繰入金が211万2,000円、及び平成28年度に計画しております、施設改修事業工事費の一般会計からの繰出金7,100万円の合計額となります。

続きまして、6款諸収入・2項雑入・1目雑入、1,219万9,000円。主なものといたしまして、冒険コースの利用料が915万円でございませう。

歳入につきましては、以上でございませう。

続きまして、歳出について御説明いたします。402、403ページをお開きください。1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、2億

2, 590万2, 000円を計上しております。主なものといたしましては、説明欄の002一般管理費のうち、手数料が1, 630万4, 000円。これは、旅行者が送客した観覧料金の12%を支払うあっせん手数料が主なものでございます。

続きまして、業務委託料1, 246万4, 000円。これは、秋吉台観光交流センター1階の総合案内業務委託が443万3, 000円、観光センター夜間管理業務176万7, 000円、観光施設台帳整備業務が484万1, 000円、観光客新規顧客誘致業務委託が128万1, 000円などがございます。また、その下の案内業務委託料423万3, 000円につきましては、観光交流センター2階の観光総務課の業務職員費になります。

続きまして、404、405ページをお開きください。公課費としまして、消費税及び地方消費税が3, 134万9, 000円を計上しております。

次に、003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業が1億172万8, 000円です。主なものは、修繕料が464万2, 000円、指定管理料が7, 793万2, 000円、施設整備工事費が1, 566万1, 000円、機械器具費が214万円となります。工事費の内訳につきましては、トロン温泉露天風呂塀取替工事、家族旅行村ケビン屋根改修工事、ログ食堂外壁改修工事等を予定しております。

次に、004環境衛生事業特別会計繰出金が480万3, 000円です。これは、環境衛生事業特別会計への繰出金で、秋吉台・秋芳洞地域の環境保全のために観光事業特別会計からの負担基準に基づき、下水道事業へ繰り出す経費でございます。2目施設管理費は、8, 502万1, 000円計上しております。説明欄001施設管理費の主なものは、修繕料が400万円、施設等清掃委託料が802万2, 000円、秋芳洞周辺の環境整備委託料が802万5, 000円。施設保守委託料が437万6, 000円となります。

続きまして、406、407ページをお開きください。002観光施設改修事業としまして、5, 437万8, 000円を計上しております。内訳としまして、秋吉台観光交流センター1階の改修工事費として3, 856万7, 000円、これにつきましては、センター1階のトイレを改修するとともに、センター1階全体の観光案内業務を拡充し一体的な観光案内を行うセンター機能を整備するとともにセン

ターのイメージアップを行うための改修工事を予定しております。その他、秋吉台案内所、通称エレベータ入口案内所の設置トイレの改修を行う予定としております。

次に、1款観光総務費・1項業務管理費・1目秋芳洞業務費につきましては、7,871万6,000円を計上しております。説明欄001秋芳洞管理運営事業の主なものは、業務委託料634万円。秋芳洞案内所に設置しております、入金機オンラインシステム業務委託料と有料駐車場2カ所の料金徴収業務の委託料でございます。秋芳洞案内業務委託料4,904万9,000円につきましては、秋芳洞の案内所窓口及び案内業務を行います業務職員22名分の業務委託料でございます。機器借上料558万円につきましては、洞内電話システム使用料、自動案内システムリース料等でございます。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費が3,074万5,000円です。

では、408、409ページをお開きください。説明欄001、大正洞・景清洞管理運営事業の主なものは、業務委託料1,613万4,000円。これは、大正洞・景清洞の案内所の窓口及び案内業務を行います業務委託料でございます。

次に、施設整備工事費が1,053万8,000円。これにつきましては、景清洞内の栈橋の架け替え工事、及び景清洞入口の落石防止工事費を予定しております。

次に、3目養鱒場業務費が2,346万6,000円です。主なものは、002養鱒場管理運営事業としまして臨時雇用賃金が373万6,000円。

410、411ページをお開きください。飼料費450万円、養鱒場業務委託料220万1,000円でございます。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 続きまして、2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費について、主な事業につきまして御説明いたします。

まず、003おもてなし人材育成事業といたしまして、797万5,000円を計上しております。これは、おもてなしのまち美祢観光振興条例に基づき、おもてなし力の向上を目的に、観光事業者、観光関係団体、交通事業者など、美祢市の顔となる人材の育成を図るものであります。

次に、予算書412、413ページをごらんください。情報発信体制強化事業といたしまして、3,017万6,000円を計上しております。これは、観光プロモーション事業であり、主なものとして観光プロモーション補助金2,925万3,

000円。これは、本市を代表する観光資源であります秋芳洞・秋吉台を中心に時流の変化に迅速に対応しミスマッチを起こすことがないよう、民間のノウハウを積極的に活用できるようにするものあります。

続いて、008域内交通充実・強化事業1,046万2,000円を計上しております。主なものとして、燃料費495万円は、平成27年度から実施しております秋芳洞閑散期対策として、12月から2月までの土日祝日に秋芳洞に入洞する秋芳洞駐車場利用者1台につき10リットルのガソリン券を進呈するものであります。

続いて、二次交通支援事業負担金300万円につきましては、貸切バス料金の適正化に伴いまして、団体観光客の動きが低調であるため、近隣市と連携を図り、団体客の誘致促進に努めるものであります。

続きまして、011外国人観光客受入体制充実事業でございます。1,488万円を計上しております。これは、台湾、韓国、タイをターゲットとしたプロモーション経費でございます。特別旅費307万4,000円は、台湾、韓国及びタイへのプロモーションに要するものであります。

414ページ、415ページをごらんください。業務委託料323万4,000円につきましては、美祢市台北観光・交流事務所業務において、通訳、マネジメント等を行っていただくものであります。

次に、国際観光・交流推進協議会補助金539万7,000円につきましては、観光交流を主に活動する中で、山口県はもとより県内自治体も東南アジアを視野に活動を展開していこうとしております。また、人的交流、経済交流につきましてもお話が若干ですが入っている状況でございます。関係機関と協議し事業展開を図る組織への補助でございます。

なお、参考までに、美祢市台北観光・交流事務所業務につきまして、事務所家賃、渡航費、営業活動費、現地スタッフ及び市職員人件費を含め、平成27年度では約1,000万円程度の支出見込みとなっております。また、外国人ツアーの秋芳洞入洞の変遷をみますと平成23年度までは、8,800人であったものが、平成26年度では2万226人となっており、約1万1,400人の増、率にして230%の伸びとなっております。

台湾ツアーのお客様の変遷でございます。事務所開所の前年度である平成23年度

と平成26年度を比較しますと約2,600人の増、率にして238%の伸びとなっております。

インバウンドに関しましては、国内需要の減少に伴いまして、急増する外国人観光客の地方の取り込み競争が激化している状況でございます。

こうした中で、国外より、まだまだ認知されていない観光地にとっては、個別にプロモーション活動を行うよりも、近隣観光地と連携したスケールメリットのある効果的な宣伝活動を行うことが重要であります。現在行っております、山口県内の関係機関での連携した現地プロモーションが、ここ数年の外国人観光客誘致に結びつけて成果を上げていると考えているところでございます。

特に、台湾におきましては、美祢市が台北に事務所を開所したことにより、プロモーション拠点が認知され、現地スタッフを通じたアフターフォローが可能になり、無名であった美祢市の認知度の向上につながっていると感じております。このことは、美祢市台北観光・交流事務所、これを中心とした関係機関の連携した取り組みを行っていることが山口県全体の認知度の向上につながっているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） 続きまして、3款公債費・1項公債費としまして、1目元金812万1,000円、2目利子28万2,000円を計上しております。これにつきましては、平成27年度において行っております工事費見込額8,250万円を一般会計繰出金として借り入れたものの償還となります。借入期間は10年、元利均等支払、返済利率は0.35%を予定しております。

最後に、4款予備費・1項予備費・1目予備費としまして、1億6,180万円を計上しております。

以上で、平成28年度観光事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 2件お伺いをいたします。最初は405ページ、リフレッシュパークとですね家族旅行村の指定管理料が7,793万2,000円挙がっています。私毎回質問するんですけど、この内訳はどうなっておりますでしょうか。リフレ

ッシュパークと家族旅行村の……。お願いいたします。それが1件です。

それから2件目が、これも毎回お伺いするんですが407ページの秋芳洞案内業務委託料4,904万9,000円ですが、先ほどの説明で22名分の業務委託料と、こういう話でございました。何回も私御質問いたしましたけれども、人件費が観光事業特別会計の人件費が大幅に減った、そのおかげで特別会計が赤字になったということなんですが、なおこの22名が特別会計に残っているですね。本来ならば、一つの案としてこの22名——実はこの22名、業務委託契約22枚あるはずですね。大変なんで、一つの案として観光協会に一括業務委託して、観光協会とこの22名の皆さんとどういう契約なんか別にいたしましてね、契約されるといいんじゃないかなあと思うわけです。ただ、この点に関して前任者の総合観光部長さんのお話は、あくまでもこれやっぱり、雇用契約とおしゃったですかね。だからそう簡単に右から左に変えられるもんじゃあないよという説明だったと記憶してますが、今もそのとおりで、これは改善の方策等々については何もお考えになっていないかどうかの質問です。

以上2点お願いします。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。1点目の秋吉台リフレッシュパーク、秋吉台家族旅行村の指定管理料の個別の内訳でございますが、たしか9月の指定管理者の指定議案のときにも御説明した記憶がございますが、再度御説明をいたします。

28年度予算につきましては、指定管理者の提案に基づきまして、家族旅行村につきましては3,735万1,000円、リフレッシュパークにつきましては4,058万1,000円の内訳で積算をしております。

2点目の秋芳洞管理運営事業の秋芳洞案内業務委託料4,904万9,000円の件でございますが、平成27年度に、この件につきましては観光協会とも2度3度と協議を行っております。市としましては、今年度をもって赤字を解消し新たな財政計画のもとで秋芳洞の観光事業を推し進めることから、人材育成が非常に重要であると考えておまして、28年度から秋芳洞にお客様をお迎えするに当たりまして、積極的観光サービスを実施しようというふうに打合せを行っております。

そういった意味での人材育成の面であるとか協会の現在の組織体制の問題、協会

が今積極的に取り組むべき事項、つまり観光のプラットフォーム化及び現在の観光DMOの組織体制の構築に向けて急ぐ必要があるということから、そういった3点を総合的に勘案しまして観光協会の委託は将来、その準備が整い次第、行いたいという協議結果を得ております。

よって、28年度につきましては積極的観光サービスを交えた人材育成を行うということで引き続き市の観光業務委託としておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 2点目の問題ですけどもね、基本的に将来的には観光協会に一本化するということによろしいんでしょうかね。そこがね、何かはっきりしているようでしてないんですよ。この——実は4,904万9,000円はね、本来ならば観光事業特別会計の人件費なんですよね。それが業務委託料ってのは、物件費でしょ。これね、ラベルの付け替えだけなんですよ。実質的には人件費4,904万あるんですよ。ここのところが、何か私、何か、何か釈然としないんです。物件費なら物件費らしくね、観光協会に一本にどんと業務委託っていうのが普通なんであって、何かその雇用契約を物件費の契約にすり替えているっていう、これ言い方が悪いかもしれませんがね、何かすっきりしないんですよ。

ですから、将来的には早く観光協会に一本化するよということであればもうそれですっきりしますけども、今のようなお話しで、何かいろいろ指導しなきゃならんからどうこうって、観光協会が忙しいからだめよって、何かそういう意味で受け取れるんですけどね。もう一遍分かりやすくね、なぜ観光協会が28年度から無理なんだということを分かりやすく、市民に分かりやすく説明してもらえませんかね。お願いします。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えをいたします。

この秋芳洞案内業務委託料につきましては、先ほど御説明したとおり22名分の職員の委託料でございます。よって、この22名の人材育成といいますか、業務管理を行うにあたり、現在の協会の組織体制では不十分であると協議の結果判断しております。

そして、協会が今最も最優先して取り組むべき事項は今後の観光DMOの組織へ

の移行だと考えておりますので、観光協会がそのような観光DMOの組織体制ができるということは組織として盤石であると、そういった判断をいたし、できました次第に案内業務につきまして受け入れ体制が整ったということで協会への移行を果たしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今のお話し聞いてますとね、この22名の方は教育指導しないとだめなんですか。まるでど素人なんですか。私は、この22名の方はベテランであろうと思っておりますね、観光協会の皆さんよりも——これ、もともと市の職員だったでしょう。違いますか。だからね、違えば別なんですけど、何かその辺のところが、なんかすっきりしないんですって。もともと市の職員だったのをね、業務委託契約に切り替えただけならば、何でそんな教育指導とかなんとか変な話しがでてくるんです。これ最後ですからきちんと答えてください。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。現在の22名の職員が、坪井委員が今疑念に抱かれましたような初心者であるとか、そういったことは全くございません。大変すばらしい職員だと認識しております。

しかしながら、市がこれまで長年にわたり秋吉台の観光案内業務をその22名の職員と共に築き上げてきましたものを、観光協会が一から業務体系等覚えていくということは今の体制から、まだ急ぐべき観光DMOのことを考えますと、一から出発することになりますので協会として大変な労務管理が必要になるかということでは現在は見送りとなっております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいんですか、それで。（「済みません、関連です」と呼ぶものあり。）岩本委員が先になります。（発言する者あり）いいんですか。はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 先ほど坪井委員、市の職員っていわれたんですけど、市の職員ですか。正職員ですか。臨時職員でしょ。そこが臨時っていうのが聞こえなかったから、申し訳ないです。

それと、この臨時職員の中で今いろいろ人材育成でやられているということなん

ですけど、先ほども韓国やら中国、台湾の方々が230パーセントふえたというふうに言われますけど、ふえた方に対しての中国語なり、韓国語なり、そういうベラベラにしゃべれなくても、ある程度の聞き取ることができるぐらいの勉強というか、そういうことはやられているんでしょうか。もしやられていなければ、そういう担当の人を入れるべきじゃあないかと思いますが。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの下井委員の御質問にお答えをいたします。現在新たに採用するにあたりましては、外国語対応ができるという資格をお持ちの方も多数おられますので、そういった方を優先的に採用をしております。

今年度につきましては、世界スカウトジャンボリー等ありました関係もございまして、外国語対応に关しますアテンダントの興味・関心も徐々に高まりつつあり、外国語、英語であるとか、中国語であるとか、韓国語であるとか、そういったことを習いたいと要望も受けておりますので、総合観光部として前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） じゃあ、僕は関連がなくって申し訳ないんですが……。

○委員長（萬代泰生君） 関連……済みません。猶野委員。

○委員（猶野智和君） さっきの秋芳洞を管理されている職員さんのことですが、表現するなら委託職員さんということになって、基本退職されてまた再度委託職員として契約されていらっしゃるかもしれませんが、基本的には職員さんは正規職員さんではないということに理解しておりますが、それで多分いいと思います。

観光協会と洞の案内ということなんですが、まあ近い——中にいたということもありますが、観光協会というのは基本的にソフトを扱うのが中心になる組織だと思ってやっておりました。洞の管理というのは基本、施設管理ということなので質がまったく違うので、どうしてもここはちょっと観光協会に今ぽんと預けると組織的にはちょっと難しいところがあるのかなという思いがあります。

それと、秋吉台の観光関連で先ほど家族旅行村ですとかリフレッシュパーク、こういう施設もございまして。そして今度、ジオパークの拠点施設というのものも計画されていくと思います。こういう施設がたくさん出てくる、この施設を管理すると

いうことは今後トータルで考えていかれるものなのではないかなと。そういうのには、やはり今の観光協会というもの、本来ですと腰を軽くして日本中に宣伝に行ってもらいたい組織なので、椅子に座って施設を管理するという方向性に行くのはちょっと違うのかな、また別のやはりジオパーク拠点施設と併せて考えていくのも一つの手ではないかなと個人的には思っております。これは意見でございます。

○委員長（萬代泰生君） 関連ですか。俵委員。

○委員（俵 薫君） 坪井委員の先ほどの御意見の関連なんですけど、私、前回聞いた記憶が——お伺いした記憶があるんですけど、秋芳洞の業務委託料の委託職員22名、それと別に大正洞、景清洞の業務委託職員1,600万ですか。この方たちに社会保険、雇用保険がないのはどうなのかって聞いた記憶があるんです。私の記憶間違いだったら申し訳ないんですけど、リフレッシュかどっかの指定管理者に委託しているっていうようなお答えを記憶しておるんです。これ、ちょっともう一遍説明していただけますか。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの俵委員の御質問にお答えをいたします。御質問の内容は、大正洞、景清洞の観光案内業務委託料につきまして、リフレッシュパークの管理者に委託をしているものかどうかというお答えですけれども、そのとおりでございます。

○委員長（萬代泰生君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） 勘違いじゃあなかったなと思っているんですけど、片やリフレッシュにこの業務職員を管理を委託しているということで、観光協会のほうの問題で片方ができないということなんですけど、この辺はちょっと同じ業務委託職員なので早急にやはりバランスをとっていきべきではなかろうかなというふうに思っております。その辺のお考えがあればよろしく申し上げます。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの俵委員の御質問にお答えをいたします。大正洞、景清洞業務委託費につきましては、昨年の予算時にそのように御説明をいたしておりますが、もとの経緯から言いますと景清洞とリフレッシュパークの施設の範囲が重なっている部分もありまして、二重の管理者がおる関係上、観光客に大変利用上の御迷惑をかけておるといふことと、経営健全化計画の中の民営化の推進

という、両方の観点からやまぐち里山ネットワークのほうに指定管理に出しておるところでございます。

そうした施設特有の事情があるということで大正洞、景清洞のほうは民間委託をしておりますが、秋芳洞に関しては施設管理は協会に出す……。将来的にお渡しした以外に施設管理を当然総合観光部のほうで行っていきますし、あくまでも観光案内業務の民間委託としまして協会が視野に入っておるところでございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） それではですね、413ページの011外国人の観光の関係の受入事業で台湾関係、韓国関係、普通旅費、特別旅費が組んであります。

それでまあ、今市民の方から数人からいろいろ台湾の事務所のことが大変——質問て言いますか関心があります。それでですね、そのほかに商工費、7款の商工費の中にも観光費の中の観光推進体制強化事業の普通旅費とか、情報発信体制強化……。245ページですけど、まあそういうような観光費なり商工費の中の旅費も道の駅の連携の旅費もありますし、五つほど——六次産業のほうの旅費もありますが、これはあくまで観光特会だけというふうな理解でよろしいでしょうか。お尋ねがあつて、いろいろなことが今噂されておることもありまして、私もなかなか理解しにくい面があるんですが、あくまでも、この011に関するもの——なんかそのほかに旅費があるかいね。えっと415ページの013の——まあこのちょっとあれが違いますけど、その辺のような旅費、それから経費、台湾事務所の旅費、経費等、それからこちらからの職員さん、市長もよく行かれますが、それ辺のことも全部含めておるということで理解してよろしいでしょうか。（「さっき課長が説明したとおりじゃないん。もう一遍説明したら」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君） 綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 岩本委員の御質問にお答え申し上げます。ページ413ページ、011外国人観光客受入体制充実事業の特別旅費、これにつきましては海外……台湾、韓国、タイ、こちらへのプロモーションでの経費でございます。

あと、一般会計で組んでおります普通旅費等でございます、こちらのほうはフィルムコミッション事業とかですね、フィルムコミッションの研修会、またジャパンフィルムコミッションの認定講習がございます。そういったものの旅費等は組んでお

ります。ですから、011で組んでおります特別旅費につきましては全部海外への渡航費でございます。（「それでね、台湾の経費がなんぼかかっちゃるかっていうことじゃろうということやろうと思う。そこだけを言うたらええんじゃないか。そこをちょっと岩本さんも分からんから」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君）綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 済みません。先ほどちょっと御説明申し上げましたが、美祢市の台北観光・交流事務所、これに関わります経費につきましては事務所の家賃、渡航費、営業活動費、現地スタッフそれと市職員の人件費を含めまして本年度で約1,000万円程度必要となる見込みとなっております。（「小分け言えええ。小分けを。」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君）綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 小分けですか。旅費につきましては350万円……。27年度はですね、260万円（「新年度でいいですよ」と呼ぶ者あり。）新年度で申しますと台湾関係で約350万円、それに交際費、これ所長交際費がございますが、20万円、あとは家賃がですね151万2,000円、それに業務委託料として320万円程度ですね、それと市職員の人件費を全て台湾で仕事をしているわけではございません。こちらで通常業務をしておりますので、まあ6割方の台湾業務ということで言いますと、約400万から450万程度がこれに加算されるものというふうに考えております。（「現地の職員さんの……」と呼ぶ者あり）230万円程度が現地スタッフの人件費でございます。（発言する者あり）業務委託料の中、それはですね台北事務所で通訳とか各旅行会社とのマネジメント等を全てやっていただく専門職のスタッフのものでございます。（「それが320万ですか」と呼ぶ者あり）（「それは今年度からじゃないん。28年度から」と呼ぶ者あり。）28年度は業務委託料とすれば職員スタッフ分とすれば230万円程度でございます。

○委員長（萬代泰生君） ちよつとですね、はっきりとなんか一枚のペーパーかなんかに作ってもらえませんか。じゃないと言っていることと聞いているほうがなんか理解できんような気がしますので、ちよつと休憩します。暫時休憩します。そこをちよつとまとめてください。

午後2時35分休憩

午後3時00分再開

○委員長（萬代泰生君） 休憩前に続いて会議を開きます。ただいま資料を出していただきましたので、これの内容の説明をお願いします。綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） はい、失礼します。御手元の資料の説明を申し上げます。私が先ほど特別会計の当初予算の御説明の時の申し上げました、1,000万円程度、本年度支出見込みということの根拠でございます。

まず、台湾事務所経費といたしまして、こちらの表の旅費、現地旅費、これは台湾国内を移動する旅費と台湾までの渡航旅費を含めたものが265万5,184円でございます。交際費につきましては、11万1,150円、事務所光熱水費が8,823円、通信運搬費、こちらは1万4,999円、振込手数料として7,000円、業務委託料、これ賃金を含んでおりますが179万1,612円、これは台北事務所の現地スタッフの人件費分でございます。事務所家賃につきましては、141万5,899円、計600万4,667円。これに台北事務所の所長人件費約400万円分をプラスいたしまして平成27年度の台湾事務所経費につきましては、約1,000万円程度の支出見込みということになっております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 先ほど岩本委員のほうで、市長がたびたび台湾へという話があったかと思えます。今年度は市長のほうは、台湾のほうへは参っておりません。昨年度の平成27年の1月に参っています。これは、南投縣のほうから台湾のランタンナイトフェスティバルが南投縣で開催されるため、南投縣のほうから御案内があったものでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 済みません。1件ほどお尋ねします。407ページですけど施設管理費の002観光施設改修費5,400万ばかりありますけれど、説明では交流センターの1階トイレ、あるいはエレベーターの案内所のトイレの改修というふうにお伺いしましたけれども、最近では観光地ではトイレは非常にきれいに整備されておまして、シャワー付き便座といたしますか、それが標準になっているん

じゃあないかと思えますけど、このたびのトイレの改修ということはそのシャワー付き便座とされているのかと、その辺についてお尋ねいたします。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えいたします。トイレの改修にあたりまして、シャワー付き便座がついているかということでございますけれども、たしか9月議会の岡山議員の一般質問にもトイレ改修の積極的な実施という質問がございました。その時も若干お答えしているかと思えますが、トイレのシャワー付き便座につきましては、まだ詳細について詰めておりませんが、ぜひその方向で検討してまいる所存でございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかに。下井委員。

○委員（下井克己君） 413ページなのですが、010体験プログラム開発事業業務委託料とあるんですが、これについて説明していただけますか。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） ただいまの下井委員の御質問にお答えいたします。010体験プログラム開発事業でございます。これは、近年観光旅行者のニーズが多様化しております。地元でしか知らない資源に関心が高まってきております。こうした資源と食と体験など絡めた周遊コースを設定し、美祢市への誘客、滞在時間の延長を図ろうとする主旨のものでございます。

これは、28年度美祢市観光協会が第3種旅行業、昨年9月に第3種旅行業登録をしております。積極的にこの平成28年度は観光協会がツアー造成を図って、誘客を促進をしていこうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり。〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案7件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いいたします。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先ほどの議案第31号でちょっとお話しをしたんですが、まあ老婆心ながらですね、ちょっとお話しをしておきたいと思うんですが、企業——この今の本社の移転というのはですね、大変難しいと思います。

企業誘致で、例えば会社——企業の工場をつくるとか、支店をつくるとか、支社をつくるとかっていうのは、まあまあ例をたくさん見るんですが、私例えば今まで31歳まで名古屋のほうに居りました。で、本社が愛知県一宮市にありまして、人口39万ぐらい。で、東京支店、名古屋支店、大阪支店があったんですが、名古屋支店のほうに本部がありまして、人事、財務とか子会社、株主関係とか全部それ本部でやっておりました。で、名古屋のほうに移転をしよう、しようっちゅう話もあったんですが、一宮市が放さないんですよね。本社の移転っちゅうのを。放さないんですよ。あの市のほうは。

で、だから本社の移転というのは大変難しいからですね、部長さんたち大変御苦労があらうと思いますが、頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 御意見ですか。はい、はい。そのほか、ございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 月が替わりましたんで、きょうは平成28年3月1日です。今から、1年3カ月前の平成26年11月25日に起こりました、大嶺小学校6年生男子児童の校舎3階からの転落事案につきまして、改めてお尋ねをいたします。

本事案発生の1週間後の平成26年12月2日には、前田耕次美祢市教育委員長名で「美祢市いじめ調査委員会設置要綱」が公布されております。

この要綱によりますと、「美祢市立大嶺小学校で発生した、いじめに係る重大事態について、その原因、背景、対応等を調査及び検証し、再発防止に資することを目

的にして、調査委員会を設置する。」とあり、翌平成27年1月26日に第1回目の委員会が開催されました。

そこで、昨年12月7日開催の、この同じ教育経済委員会で「事案発生後1年以上たちますので、調査委員会の報告書は少なくとも平成27年度中ぐらいには出るでしょうか」との私の質問に対しまして、永富教育長さんは次のように答弁をされております。「すなわち、いじめ調査委員会のほうで第三者の専門的な方々で調査・審議されておりますけれども、当該児童の状況とか——当該児童の状況とか様々な要因がございますので、慎重に審議されているというふうに理解しております。報告書がいつ出るかということにつきましては、調査委員会の方々の審議の結果によるかと思えます」このように御答弁されております。

で、私が理解しているところによりますと、この種の調査委員会の調査審議で一番時間がかかり、そして解明が難しいというのは、事実関係の把握の問題——事実関係の把握の問題と起こった事実といじめの因果関係の問題、この2つだと思っています。

冒頭で申し上げました調査委員会設置要綱では、現実に——現実に授業時間内の校舎の中で起こった転落事案という明白な事実関係を前提にして調査委員会が設置されて、いじめの原因や背景に関すること——いじめの原因や背景に関すること。学校の対応に関すること等を調査及び検証し、再発防止に資する。このことを目的にすると、恐らくこのようになっています。要綱です。

そこで、改めて教育長さんにお尋ねですが、調査委員会は児童の3階からの転落という明白な事実が、いじめと相当の因果関係がある。こういうことを前提に調査・審議が開始されたとの認識がとおりでしょうか、お伺いします。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 昨年度の第1回の調査委員会開催後、このいじめ調査委員会におきまして、当該事案につきまして調査、協議は進めているところであります。

この調査委員会は、弁護士の会長さんを始めとして、いくつかの関係機関の方々、例えば学校関係者、関係保護者、あるいはスクールカウンセラー等、そういうふうな方々から聴き取りを行われまして、いじめと転落事案の関係性について丁寧に分析や検討をなされているというふうに思っているところでございます。

その結果につきましては、前回申し上げましたように、その委員長……調査委員

会の判断によりまして適正な時期に明らかにされるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは、次に教育委員会の本事案に関する立場を明確にさせていただきたいと、このように思います。

つまり、いじめの事実の有無。つまり、いじめというものがあつたのか、無かつたのかという問題と、いじめの事実と転落との因果関係を教育委員会としてお認めになっているのか、いないのか、ここをはっきりさせていただきたいなあと思っています。

何回も私、本件について質問しますが、教育長さんのお答えはね、この点極めて曖昧です。何だか隔靴搔痒でしてね、聞いているほうはいったどのようになつとるんだということを思わざるを得ないんです。

それでね、もし、いじめの原因と学校の対応のみ。あのう、調査委員会ではこうなってますよ。いじめの原因と学校の対応のみを調査、審議するというふうに理解されかねない要綱なってますよ。いや、今持ってきてますけどね。「次の事項について調査及び検証し、その結果を教育委員会に報告する」となってますよ。1番がね、「いじめの原因や背景に関すること」、いじめの原因や背景に関することが1番ですよ。これ、何だかよくわかりません。何でいじめが起きたのか、その原因。あるいは、何でいじめが起きたのか、その背景って、これ1点目ですよ。2点目が「学校の対応に関すること」ってなってますよ。

ですからね、この実施要綱がおかしいのか、今、教育長さんのね、お答えが正しいのか、よくわかりません。明らかにこうなってますよ。

でね、もし、いじめの原因と学校の対応のみ調査、審議してるということであるならばですよ、いじめの事実と転落との因果関係があつたことを——因果関係があつたことを、この場を通じて、教育長さんの生の声を聴かしていただきたい。

ほんとに、はっきりしないんです。先ほどの御答弁でもね、聴いたってわかりません。何のことか……。それでね、まあ1回目の調査委員会が開かれたっていうのは聞いてますけどね、これは、きよねんの1月26日ですよ。それで、第2、第3、あるいは第4回目、何月何日に開かれてるんでしょうか。

で、さらに結局ね、報告書をお出しになるのか、お出しにならないのか。要するにね、教育委員会としての基本的なスタンスをきちっと御説明願いたいと、このように思います。生の声を市民の皆さんにお知らせください。もう、申し上げたように事案が発生してから1年3カ月ですよ。ほんで、私たちの任期は——教育経済委員会はこれで最後です。次は私ここに——席に居るかどうかわかりません。質問したことがね、どうなったか。これが最後ですから、きちんと教育委員会としての基本姿勢をしっかり御説明願いたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） お尋ねの件でございますけれども、いじめと転落事案の関係性につきましては、この調査委員会におきまして、先ほど申し上げましたように丁寧な分析と検証を進められておりまして、ちょっと今、担当課長が居りませんので具体的な日にちは、ちょっと把握しておりませんが、調査委員会におきまず調査、検証は11回行われてきたというふうに聞いております。

現在は、そのいじめ調査委員会におけます分析と検証をさらに深めている段階でありまして、当該児童の状況——当該のお子様の状況、それから特に保護者の方の意向、これが一番大事でございますので、そのことを踏まえて、その意向に沿いながら最終的には、委員長や調査委員会の判断によりまして、適切な時期に結論が出せるものというふうに認識をしておるところでございます。

なお、教育委員会といたしましては、当該事案がいじめと転落関係の因果につきましては、この調査委員会の結論を踏まえて対応したいというふうに思っているところでございます。

なお、この事案にかかわらず、平素からいじめが起きないように、そういうふうな取り組みをとりわけ昨年度この事案を受けまして、いじめ防止の10の取り組みということを提起しまして、かくかくにおきまして、いじめの未然防止、再発防止に一生懸命やって、全職員をあげて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の教育長さんのですね、御答弁ですけどね、この調査委員会はですよ、さっき申し上げたように、ここ書いてあるじゃないですか。いじめの

原因や背景に関することを調査します。2番目が学校の対応に関することを調査しますと。3番目が前記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項を調査しますと書いてあります。

私はね、さっきの答弁で極めて不可解なのは、この調査委員会がなぜ、児童のその後の状況とか、保護者の意向とか、何でそんなこと関係あるんです。根本が私は間違ってると思いますよ。

先ほど教育長さんがおっしゃったことはね、私の質問にお答えになってない。それから、その他のいじめ防止について聞いてません。私はあくまでも大嶺小学校のいじめ問題……どうなったかとお伺いしてるんですよ。あなたは何か話をそらしておられる。私はね、市民にあなたの生の声を聴いてもらいたいんですよ。重大な事態が起こったんですよ。そのことについては何か話をあだこうだこう言ってですね、まるでお答えになってないじゃないですか。市民はそれで納得すると思いますか。違うと思いますよ。もう1回しっかりと、しっかりと市民に対してお答えください。坪井康男じゃないです。私に対するお答えはいいです。こんだけ重大な事案が起きとってですよ、何で——11回も委員会開いてですよ、中間報告も一つもないじゃないですか。1回目の事だけで。あとは、何か調査委員会の結果報告を待つてやりますって。だって最初から授業中にですよ、実際転落事故が学校の中で起きてるじゃないですか。事実は……何を調査するんですか。言い訳じゃないですか。

あとは因果関係もですね、一つもこれ調査の対象になってませんよ。この要綱に書いてないですよ。あくまでも——いいですかもう一遍言いますよ。いじめの原因や背景に関することを調査すると。因果関係は一つも書いてないじゃないですか。じゃあこれの要綱がね、いいかげんだということでしょうか。そういう問題含めてね、きちっと答えてください。

もう、3回以上質問できんとおっしゃいますから、私の質問これで終わらざるを得ませんけども、よろしくひとつお答えください。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 昨年来、この事案につきまして、いろんな議会のほうでは……このことは教育委員会といたしましては、厳粛な事案として受け止めて、再発防止に全力を尽くしたいとお話を申し上げているところでございます。

このいじめの調査委員会におきましては、あらゆる観点から——先ほど坪井委員

申されましたようなことも含めまして、よどみなくこの事案について調査、検討がなされているわけであります。

ただ、その中身につきましては、現状ではここで申し上げることができませんけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように、やはり私は、その当該のお子様の様子とか、あるいは保護者の意向等も十分御聞きしながら、この原因について結論を出していくことが極めて大事と思っております。あくまでも、その御本人のこれからの成長に資するようなかたちで、(聞き取り不可) そう申しましても、そのことで我々がそういうふうなこの事案に対する対応をないがしろにしようということではございませんで、あくまでもこの事案を受けまして、かくかくにおきまして、いじめの防止——未然防止、再発防止に小中学校全職員が一つの方針のもとに力を注いでるというふうに思っているところでありますので、どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今回の答弁は私の質問にお答えになってないと思います。

したがって、生煮えですからもう一回確認させてください。

○委員長（萬代泰生君） はい。坪井委員。

○委員（坪井康男君） ありがとうございます。もう一度言いますよ。児童のその後の状況を確認したりですよ、保護者の意向を確認したって、これは当然ながらですよ、調査委員会の調査の大半に入ってるんですよ。

それを、今あなたがですよ、そんなことを踏まえて判断するとかしないとかね、まるでおかしいんですよ。あなたがおっしゃてることは、論理的に矛盾しています。

それでね、あたかも何かね、調査委員会にあなたは下駄を預けたようなことをおっしゃる。そうじゃないでしょうか。美祢市の教育の直接責任をお持ちなのは教育委員会じゃないんですか。調査委員会ですか。そのね、認識、意識が私は大変欠落していると。市民に代わって申し上げてるんですよ。そうじゃないんですか。調査委員会に下駄を預けられるんですか。美祢市の教育長たるあなたの責任なんですよ。調査委員会の責任ですか。あなたはそれをすり替えておられる。もう一遍きちっと教育長さんとしての基本的な立場なり、基本的な認識をもう一度きちっとお答えください。そうでないとね、これ以上私が質問してもね、止められますから。お

願いたします。よろしく願いたします。市民に代わって願いたします。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） ちょっと誤解があるかもしれませんが、先ほど申し上げました当該のお子様、あるいは保護者の方の意向と申しますのは、調査委員会において、そのことを踏まえて十分に状況を置き並べて、そして調査委員会において委員長が判断されて、その調査書の――報告書の公表を適切な時期になされるだろうというふうに推察して申すよということを申し上げた次第でございますので、この調査委員会につきまして、この事案につきましては、公正・公平な立場からしっかり議論なされてると。そして、慎重に調査をされて審議されて結論を出されるものというふうに思っているところでございます。

教育委員会といたしましては、先ほどから何度も申し上げておりますように、このことのいじめと転落事案の関係性のことはさて置いても、いじめがこういうふうな事案が――転落するような事案が二度と起こらないように小中学校におきまして全教員が様々なところで子供たちの状況を把握しながら、子供たちの健やかな成長のために一人ひとりを大事にしながら、学校生活が――子供たちの学校生活が送れますように取り組んでるつちゅうことでございます。

以上でございます。（「委員長、済みません。今のはまともにお答えになってないですよ。噛み合わんからもうだめですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君） ちょっといいですか。

今、坪井委員が話をされているのは、教育委員会がどういうふうに受け止めているかという質問と思うんですよ。だから、調査委員会で確かにその内容は審議されていると思うんですけども、教育長としてですね、この事案についてどういう考えをお持ちなのかというのを尋ねておられると思うんです。

だから、教育委員会としてはこういう事案が起こったことによって、その責任は痛感してるというようなかたちでですね、答弁いただけるといいんじゃないかって思うんです。

ただ、調査委員会に全てを任してるっていうふうな……私どもも聞き取れますので、教育委員会として、じゃあどうしようとしてるのかって、その柱をですね、きちんと説明していただきたいということなんです。

委員長こんなこと言うちゃあいけんのでしょうけど、そこ、もう一度はっきりと

さしてください。はい、永富教育長。

○教育長（永富康文君） あくまでも、昨年度の大嶺小学校の校舎からの児童の転落事案につきましては、第三者によりまして公正・公平な立場から審議がなされるものというふうに思っておりますし、そのことの結論が出ましたら、そのことをしっかりと受け止めて今後対応しないといけないと思っておりますけれども、我々はそのような第三者委員会に責任を委ねていると。この事案について、任せきりにしておるといふことは決してございません。

この事案が起こって以来、このような事が起こらないように子供たち一人ひとりの様子等をしっかり見ながら、子供たちに寄り添って、子供たちが安全で安心して学校生活が送れますように全力で取り組んでいます。それを先ほど申しあげましたように、いじめ防止の10の取り組みを配布しまして、それに基づいて学校がやっておるところでございます。

で、この事案につきましては、先ほどから申し上げておりますように、起こったことにつきましては教育委員会におきましては、私といたしましても極めて重要な事案として厳粛に受け止めて、こんなことが二度とないようなかたちで取り組んでいるところでございます。（「委員長一言だけ言わせてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君） 質疑はしないでください。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどから、萬代委員長さんもですね、私の真意をきちんと御理解いただいております。もうこれ以上、何回お聞きしても同じことだと思いますが、美祿市民の皆さんにここではっきりと申し上げておきます。

教育長さんは大嶺小学校の転落事故の事につきましては、主体的に何らの受け止めもないと。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）そして、委員会に――調査委員会にお任せすると。あくまでもそういうことです。一言も申し訳ないという言葉はありませんでした。

以上で終わります。（「それはちょっと一方的すぎりやせんか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君） うん。（「そりゃちょっといま一方的すぎると思うけど……」

「議長さんあなた何で……」と呼ぶ者あり）（その他発言する者あり）あもう、教育長さん、もう一度（「いやいや、ちょっと委員長、ちょっと休憩をとって、打ち合わせせんと、市民の誤解を招くから……」と呼ぶ者あり）それじゃあ、暫時休憩しま

す。

午後 3 時 3 5 分休憩

.....

午後 3 時 4 0 分再開

○委員長（萬代泰生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。もう一度、永富教育長の意見を求めたいと思います。永富教育長。

○教育長（永富康文君） いじめの第三者によります調査委員会のほうは、調査委員会のほうに調査をお願いしておりますが、そのこととは別に美祢市教育委員会といたしましても、大嶺小におきます一昨年の児童の校舎転落事案につきまして、重大な事案として受け止めて再発防止に取り組んできたところでございます。

もちろん、学校の教員がしっかりと子供に寄り添って、安全で安心にして過ごせるように取り組むことが第一であります。保護者の方、地域の方々、あるいはスクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか様々な外部の方の意見も聴きながら、いじめの未然防止、そして万が一起きた場合には早期解決を目指して取り組んでいるところでございます。

そういうふうな意味におきまして、我々は——教育委員会は学校と、そして様々な方々と一緒になって協力して、この美祢の子供たちを心身ともに健全に育ていくように取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからも皆様方の御協力を切にお願いする次第でございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、ありがとうございました。この件につきましては、これで打ち切りとさせていただきます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後 3 時 4 4 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月1日

教育経済委員長

萬代敬史